

千葉県告示第127号

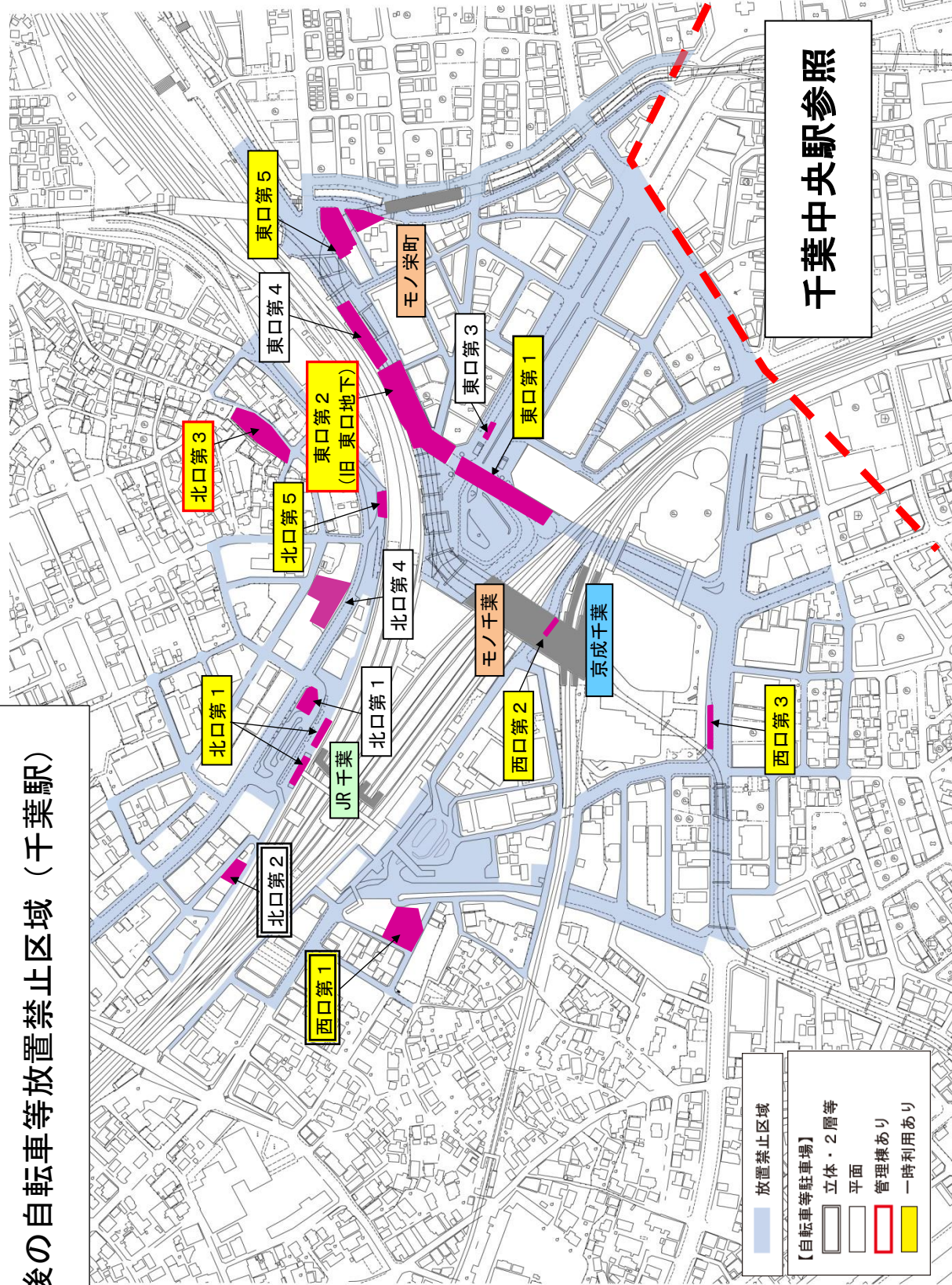
千葉県自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年千葉県条例第9号）第9条第4項規定により、次のとおり放置禁止区域を変更するので、同条第3項の規定により告示します。

令和5年2月17日

千葉市長 神谷俊一

- 1 変更後の放置禁止区域 図面のとおり
自転車等放置禁止区域（千葉駅）
- 2 変更する日 令和5年3月3日

変更後の自転車等放置禁止区域（千葉駅）



千葉中央駅参照

	放置禁止区域
【自転車等駐車場】	
	立体・2層等
	平面
	管理棟あり
	一時利用あり